

日本弁護士連合会臨時総会報告
2019年12月6日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2019年12月6日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、出席弁護士会52会、出席弁護士数のうち本人出席が420名、代理出席が8,591名の合計9,063名であり、出席外国法事務弁護士のうち本人出席が0名、代理出席が9名であった。

総会は、菰田優事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

菊地裕太郎会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

少年・刑事財政基金及び法律援助基金のための特別会費の徴収期間が満了になること、女性理事クォータ制も先延ばしにはできないということから、本日臨時総会を開催することになった。御理解いただきたい。

先日、奈良市で近弁連の大会があり、これを最後に8ブロックの弁護士会連合会の定期大会に出席した。各地で、心からのおもてなしをいただき、また、素晴らしいシンポが開催され、宣言がなされた。各弁護士会連合会の理事長、地元の会長ほか関係者の先生方の御尽力に心から御礼申し上げる。

今年は、業革シンポ、人権擁護大会、2回の民暴大会、そのほか多くのイベントがあった。それぞれの大会を担っている中堅・若手の先生方が、実によく頑張っていたらと、調査・研究も含めて本当に頭の下がる思いである。

会務離れという話があるが、私の見た限り本当にすごい活動量だと敬服している。これもベテランの先生方、中堅以上の先生方が、上手に若手の先生方を引き上げているからだと感じている。是非、今後とも日弁連、弁護士会連合会、弁護士会を支えていただければと心から思っている。

一方で、日弁連の業務量というのは、ほぼほぼピークに近づいているのではないかと考えている。総合的には大変良い職場環境だと評価されているが、労働加重はなんとかしなければいけない。

現在、スリム化ということで、各委員会の皆さん等々に御議論をいただいて一つ一つチェックしている。業務量、会務を縮小せよということではなく、効率化を図って、それぞれの職員の負担も減らしながら進めていきたいので、是非御協力をいただければと思っている。

また、会の財政について、人件費が確実に伸びるので、それも吸収できるような財務体質を作っていかなければいけないと考えている。

そういう意味では、コスト意識というのも十分に考えなければいけないと思っているので、御協力をいただければと思っている。

先般、長野県の被災地を訪問し、知事に会った。リンゴ畑に山積みにダメになったリンゴが点在して、本当に心に突き刺さるような印象を受けている。1都13県余りの各弁護士会で災害対策に取り組まれているので、日弁連も精一杯財務的な面も含めて、支援をしていきたいと考えている。

ここでも若手の先生方が、本当に献身的な活動をされていることに敬意を表したいと思う。やはり、お金がないと、この災害支援も難しくなるということで、何とか年に1、2億円は貯めたいと考えている。

いずれにしても災害は、避けて通れないもので、日弁連としても、大きな課題を背負っていると考えている。いろいろと思いつくままに申し上げたが、本日は、この臨時総会を円滑に、また、私どもの提案に決議いただいて、新たな日弁連の出発にしたいと思っている。

それでは、ただ今から日本弁護士連合会臨時総会を開会する。開会に当たり、定足数の充足を確認する。会則第40条の2によれば、総会は、代理人によって議決権を行使する者を含め、5,000個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができないとされている。

本日、午後0時26分現在、本人出席300名、代理出席6,699名、会出席42名、合計7,041名ということなので、定足数を満たしていると認める。よって、開会をここに宣言する。

なお、その後の増加を含め、出席者数は、受付において集計ができ次第、後ほど議長団から御報告する。

続いて正副議長の選任手続がなされ、菊地会長が選任方法について議場に諮ったところ、藤井麻莉会員（第二東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、菊地会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、菊地会長は、議長として岡正品会員（第一東京）、副議長として松田純一会員（東京）及び村瀬桃子会員（愛知県）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、菊地会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、池田和郎会員（東京）、柗木野一紀会員（第一東京）及び中村仁志会員（第二東京）の3名を指名した。

副議長は、議事に入る前に、発言や採決に際しての注意事項を述べ、第9号議案については外国法事務弁護士も意見を述べ、議決権を行使できる旨を説明し、第10号議案については議案のうち直接外国法事務弁護士に関する事項に関して意見を述べるができる旨を説明した。また、本総会の議事が会則第54条第1項により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣した。

議案の取扱いについて、菊地会長から、第1号議案から第3号議案まで、第4号議案及び第5号議案、第6号議案及び第7号議案並びに第8号議案から第10号議案までは関連する部分がある議案であるため、四つのグループにまとめ、議案が複数にわたる場合は一括上程して審議されたい旨の提案がなされ、議長は上記グループごとに質疑及び討論を一括して行うこととし、採決は議案ごとに各別に行うこととした。

[第1号議案] 少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成20年12月5日臨時総会決議・平成23年2月9日改正・平成25年12月6日改正・平成29年3月3日改正）中一部改正の件

[第2号議案] 令和2年度（少年・刑事財政基金会計）4～6月分暫定予算補正予算議決の件

[第3号議案] 法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成23年2月9日臨時総会決議・平成25年12月6日改正・平成29年3月3日改正）中一部改正の件

議長は、第1号議案「少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成20年12月5日臨時総会決議・平成23年2月9日改正・平成25年12月6日改正・平成29年3月3日改正）中一部改正の件」、第2号議案「令和2年度（少年・刑事財政基金会計）4～6月分暫定予算補正予算議決の件」及び第3号議案「法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成23年2月9日臨時総会決議・平成25年12月6日改正・平成29年3月3日改正）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

愛須一史副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

第1号議案は、少年・刑事財政基金のための特別会費徴収期間を2020年（令和2年）6月から2023年（令和5年）6月まで延長し、徴収額は現在の月額1,900円から300円減額し、月額1,600円としたいという内容のものである。

はじめに事前送付の議案書に、1か所記載ミスがあったので、口頭で訂正する。提案理由第4の2の4について、「二〇一七年（平成二九年）一二月に施行」と記載しているが、正しくは「二〇一六年（平成二八年）一二月に施行」であるので、そのように訂正する。

この議案を提案するに至った理由について、議案書記載のとおりであるが、2018年（平成30年）の刑訴法改正により、被疑者国選対象事件は全件勾留事件に拡大され、本財政基金の対象は、逮捕段階の被疑者の援助になった。現在各会で、逮捕段階での弁護活動に積極的に取り組んでいただいている。

少年事件については、2014年の少年法改正で、国選付添人制度の対象事件が拡大されたが、観護措置が採られた少年の事件の全てが対象とされているわけではなく、しかも国選付添人を付するかどうかは、裁判所の裁量に委ねられているので、引き続き少年付添援助制度を維持する必要がある。

一方で、第1に、観護措置の件数自体が大幅な減少傾向にあること、第2に、若年人口が減少していることからすると、この観護措置の件数の減少傾向は今後も続くと思われること、第3に、国選付添人の選任を増やすよう運動を継続していることなどからすると、更なる件数の減少を前提に検討すべきであるという指摘も考えられる。

他方において、第1に、国選付添人選任率が低下する懸念も払拭できないということ、第2に、社会情勢の変化によって、少年事件の増加という時代もあるのではないかという点も考慮する必要があるということ、第3に、制度設計として、一定程度の少年事件の増加に対応できるようにすることが必要だと思われることなどから、この提案の結論としては、2017年と2018年の平均事件数である2,000件に100件を加えた2,100件を予測件数とし、その後の増加はないという判断をしてシミュレーションをしている。

なお、このシミュレーションを始めとする参考資料3、4については、いずれも担当の委員会において検討した結果を、法律援助事業の財源の在り方に関する検討ワーキンググループで更に検討を重ねて取りまとめたものである。

そして、この7月に各弁護士会と関連委員会に意見照会をした。多数の会から賛成の意見をいただき、この度の提案となった。従前もこのような方法でシミュレーションを作成してきたわけであるが、予測を超える犯罪件数の減少、あるいは単年度赤字は回避したいというようなことから、これまで繰越金が発生している。

参考資料3のとおり、月額1,800円から1,500円まで、100円刻みでシミュレーションしているが、今回の提案内容は安定した継続的な活動に支障を来さない限度で、単年度赤字にも踏み込んだものとしている。

次に、第2号議案について、これは第1号議案が承認されると徴収額が減額されるので、暫定予算の補正が必要ということで、提案するものである。

第3号議案について、現在七つの援助事業のため、特別会費として月額900円を頂いているが、更に3年余り同額で延長をしたいという内容である。

これら7事業については、本来、国費・公費で賄われるべきという運動を日弁連としては継続して行っているところであるが、全面国費・公費化には、なお時間を要する見込みである。一例を挙げると、犯罪被害者法律援助事業は、その国費・公費化の実現に向けて

取り組んでいるところで、この11月にも国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入を求める意見書を理事会で承認いただき、この意見書を関係機関に送付し、運動を正に行っているところである。しかし、まだまだ壁は厚いというのも事実かと思う。

過去の件数実績を振り返ると、参考資料3の申込受理件数の表を見ていただくと、2008年度と2018年度を比較すると犯罪被害者援助が約4倍、外国人法律援助が約3倍に増えており、7事業全体としても約3倍に件数が増えている。

今後の利用件数の見込みであるが、今年の入管法改正に伴い、在留外国人が増加するので、ますます外国人に対する法律援助の必要性が高まると考えられる。また、高齢者、精神障がい者、子どもに対する法律援助も、各委員会の活発な取組によって増加することが見込まれると思う。

このように、いずれの事業においても件数増加が見込まれる中、会費収入の足りない部分を現在までの繰越金取崩しによって、向こう3年間については事業継続できるのではないかと考え、今回の現行の金額での延長を提案する次第である。

こちらについても、第1号議案と同様に、関係の委員会からそれぞれ検討していただいた内容を、法律援助事業の財源の在り方に関する検討ワーキンググループで更に検討を重ね、第1号議案と同様に各会に対する意見照会を行い、そこで多数の意見を頂いているところである。

なお、定期総会の開催時期が次年度以降6月になるので、第1号議案、第3号議案、いずれについても、徴収期間の終期を2023年6月までとした。

議長は、質疑に入る旨を宣し、特に質疑がなかったため、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

武内更一会員（東京） 「1号から3号議案まで、反対する。

私もこの援助事業、それから少年・被疑者の援助ということの必要性については、否定するものではない。各専門委員会が検討されたであろうし、その費用などについても、専門委員会の見解をできるだけ尊重すべきだと考えている。

しかし、反対する理由というのは、この少年・被疑者、それから法律援助事業、これを法テラスに全部事業を丸投げする。そして委託料を1億円、これを日弁連から法テラスに払うという、このやり方自体に私は到底賛成できない。

この手法を過去何年も採ってきたが、法テラスの本来事業に今なっていない。それを本来事業にしてもらって、国から費用を出してもらって、やっていこう、そこへ向けての努力だとずっと言われてきた。本当に、それを何年やっているのか。

そして、法テラスは、こういう事業を本来事業としてやらせるのに、弁護士会の立場から見てふさわしい団体なのか。実際に、今行われている法テラスからの刑事国選、それから法律扶助に、不満、批判がいっぱい出ている。弁護士の価値観に合わない、そういう報

酬の出し方をするし、また諸々の手続が非常に官僚的だという声もあり、また、費用そのものも安すぎるという話がある。

そこへこの弁護士会が行うべきと考えている様々な事業を、本来事業化させていったら、またそのシステムの中に組み込まれるのではないか。そして、その不満、批判はずっと続くのだろうと思う。そんなことは、弁護士会が目指してきた法律援助、そして被疑者、被告人の国選、少年の付添いというものではないはずである。

この問題点は、単に国にお金を出してもらいたいという願いをする話では済まないということである。構造的な問題があるということを示したい。総合法律支援法によって、法テラスができたのであるが、その中に書いてあることということは、まずもって法務省、法務大臣がこの組織のトップにいるということである。

法務大臣が、この組織の理事長を選任し、また解任もする。そして、理事などについても法務大臣、法務省が選任、解任に口を出せることになっている。日弁連に意見は聴かない。最高裁には意見を聴くそうである。

そういう中で、一番大事なこの法テラスの定款というべき業務方法書、そして契約弁護士との法律事務の取扱いについての取決めをするための法律事務取扱規程、そしてもう一つ、国選弁護についての契約約款、これはいずれも法務大臣の認可が必要とされている。認可を実際にするのは法務省である。

法務省は、自分の組織に片方で検察庁を置いている。特別な機関という形で置いている。その一方で、国選弁護を担う法テラスを置いている。自分らの意のままにコントロールできる。こんな仕組みは世の中の誰に訊いたっておかしいと言うはずである。国選弁護と検察が、どちらも法務省、法務大臣の傘下にある。そんなことはおかしい。そして、その構造ゆえに、報酬も一向に上がらない。被疑者段階で不起訴を取っても、報酬に影響しない。国選弁護、被告人国選で無罪を取っても、無罪についての評価がろくにされない。これは、全部法務省の価値基準である。だから、出ないのである。

そして、接見の回数も必要か必要ではないかではなくて、回数だけで打ち切ってくる。法務省にとってはそれでいいのであろう。刑事弁護は、弁護人が立会人として刑事司法に参加すればいいのであろう。しかし、そんなものは刑事弁護の本質ではない。弁護士会が目指す刑事弁護ではないと、私は考える。

かつて、国選弁護は、最高裁が運営していたが、弁護士会の方で選任などを行い、実質的には弁護士会が運営していた。法律扶助も弁護士の団体が作った法律扶助協会が行い、そこで運営していた。しかし、国の予算がなかなか出ないということで、この予算を増やす運動の中で、正に取引として、法務省がその組織を支配する総合法律支援センター、法テラス、そこで行うことを容認したわけである。

法律扶助協会は、猛然と反対はしたが、押し切って日弁連が通した。しかし、それ以来、十数年経って、この民事法律扶助はどうなっているのか。そこも審査が厳しい、控訴審になったら勝つ見込みということが法律の規定以上に要求される。そんな不満が出ている。これでは、人々の支援にはならない。

こんな組織に、全部事業を委託して、1億円である。1億円あったら、弁護士会の方で体制も一定程度整えられる。今やIT技術も進んでいる。全国の都道府県に、法律扶助協

会がなければいけないということはない。集中的にその手続を行えば、今や弁護士会でもできると私は思う。

表で配った政策要綱のとおり、「改憲をはばみ、修習貸与金請求をやめさせる会」というものを立ち上げた。そこで政策として、国選弁護と民事法律扶助を弁護士会に取り戻そうということを訴えている。すぐに全部取り戻すのは、法律の改正があるから簡単なことではない。

しかし、この援助事業、そして被疑者・少年付添いの一部、これは弁護士会の事業である。弁護士会がやっていけばいいじゃないか。やれるところを示し、実績を作る、そういう方法論があると私は思う。

それこそ一般市民から見て、検察と刑事弁護、両方法務省が握っているのはおかしいという批判に応えられるし、信頼される国選刑事弁護になると私は思う。

その観点から、この三つの議案に対しては、内容性について必要性は分かる。しかし、このスキームを進めることには反対する。1億円というのは、大変な金額である。以上をもって、反対討論とする。」

稲毛正弘会員（群馬） 「今回、私は賛成の立場から意見を申し上げたい。どのようなやり方を採るのかということについては、種々意見があるということはよく分かるが、まず、今回続けるのか続けないのか、この点に限って、私からは意見を申し上げたいと思う。

今回議題に上がっている法律援助事業であるとか、各種の事業については、例えば子どもの支援であるとか、犯罪被害者の方に対する支援、そういった7事業に関するものであるので、いずれも弁護士が支援をするということが相当かつ不可欠な分野、そのように考えている。

一方で、自ら積極的に声を上げることが難しい方々に関わるものだと思う。しかしながら、現時点でも公費による支援がきちんとされているとは言い難い分野、またこのようにも考えるところである。

例えば、私は子どもの問題にいろいろと関わっているが、児童虐待の分野に関して、子どもは今後の生活の問題であったり、親との関係などから、そもそも声を上げるということが難しい。

また、たとえ声を上げたとしても、それを周囲の人々、これは行政機関も含むが、そういったところに理解してもらえないということも多くある。こんなときに弁護士が関わるこの法律援助事業、特に子どもに対する法律援助事業が利用されている。

昨今、多くの児童虐待に関する問題が報道されており、児童虐待防止法、児童福祉法の改正もあった。徐々に公的支援は広がっている。私自身も、児童相談所で仕事をしている。けれども、まだ十分とはとても言えない状態と考える。

例えば、児童福祉法による支援というのは、18歳未満の子どもに限るから、18歳、19歳の未成年者に対する公的支援というものは、17歳までの子どもに比べると格段に薄くなる。こういった子どもたちに対する弁護士の支援は、今も続いており、更に広がっているが、ここに法律援助事業が果たした役割というのは、とても大きいと考えている。

特に子どもに対する法律援助事業というものは、児童相談所の支援を受けられず、一方で親権者との間の問題、こういったことでどうにもならなくなっていた子どものために、主に使われてきた。親権者による権利義務、これと子ども自身の権利義務とが衝突するとき、弁護士がこの援助事業を使って助けることで、実質的に子どもの権利を守ることにつながる。

親との協議の場面に関わることもあれば、親権の停止、喪失、こういったことに弁護士が関わってきたこともある。

しかしながら、子ども自身はお金を持っていない。弁護士に委任するということは、非常に難しい、このような状態である。ましてや、未成年者が費用を払って弁護士に委任をするということであれば、これは親権者によって取消しの可能性がある。こんなときに、日弁連の法律援助事業があったからこそ、弁護士は活動を続けることができていた。

このほか、児童福祉法による保護の対象となる15歳、16歳の子どもであっても、親とうまくいかず、児童相談所ともうまく付き合うことができないという子たちは、幾らでもいる。こんなとき、この制度があったからこそ、弁護士は子どもたちの支援を継続することができた。

他の分野も同様だと、そのように思っている。こういった公的性格から、弁護士がやるべきではあっても、やはり自分たちで稼がなければならないから、費用の問題があって、できる範囲に限界がある。そこでこういった法律援助事業がある。この事業があったからこそ、若い世代も含めて、継続的な支援をすることができていると考える。

是非とも、この法律援助事業は継続させてほしい。最終的にはもちろん公費によるべき事業と考える。しかしながら、まだ公費による支援は実現していない。実現する分野であっても、その制度の谷間で苦しんでいる方もいる。そういった人に対する支援ができるようになるまで、この法律援助事業は月額900円の特別会費であるが、これを延長することについて、先ほどもあったとおり、どのようにやるかということについて意見があることは分かるが、今回はまず続けるかどうかという点では、そのように考えている。

この事業を続けることについて、是非賛成していただきたいと考えて討論を終わる。」

岩崎香子会員（岡山） 「日弁連の国選弁護本部の委員をしている。犯罪や非行の嫌疑をかけられ捜査対象となった人が、その防御権を行使するためには、手続の最初から最後まで弁護士からの援助を受けられるようにする必要があることは、日々の刑事弁護活動の中で実感しているところである。

この実感に基づき、主に第1号議案及び第2号議案に賛成の立場から、意見を述べる。まず、被疑者援助制度の継続の必要性についてである。現在、勾留状が発せられている全ての事件の被疑者につき、被疑者国選弁護の対象となったが、いまだ逮捕段階にある被疑者に対しては、対象外となっている。

しかし、資力のない被疑者であっても、逮捕段階から被疑者が弁護人を選任し、弁護人の助言を受けられるようにするために、被疑者援助制度が必要であることは言うまでもない。

また、近年全国の弁護士会において、逮捕直後からの弁護活動に関する取組がなされており、弁護人側の意識改革も進んでいる。例えば、身体拘束からの解放促進運動といった被疑者の不必要な勾留を阻止するための取組は、現時点で国選弁護本部が把握しているデータでは、全国23弁護士会で実施されている。

このような取組の結果、司法統計年報によると、2006年の全国の地裁簡裁における勾留請求却下率は0.7%であったのが、2018年には5.89%にまで上昇している。また、逮捕直後に弁護人が付いて、被害者に対する早期の被害弁償をしたり、示談を成立させたりすることは、被疑者のみならず、被害者の利益にも資するものである。

国選弁護本部においては、逮捕時からの国費による被疑者の弁護制度の法制化に向けて、現在、当該制度の日弁連試案の構築のための議論をしているが、法制化に向けては逮捕段階における弁護活動による成果事例を積み重ね、逮捕段階における弁護活動がいかに重要であるかの立法事実を示していく必要がある。

引き続き、被疑者援助制度によって、逮捕段階における弁護活動を積極的に行っていくためにも、その弁護活動のための財源を確保する必要があると考える。

次に、少年付添援助制度の継続の必要性についてである。現在、国選付添人制度は、観護措置が採られた少年事件の全てが対象とされているわけではなく、しかも国選付添人を付するか否かは、裁判所の裁量に委ねられている。

しかし、裁判所が国選付添人を付さないと判断したとしても、弁護士付添人が当該少年が再び非行に至らないために環境調整を行うなど、積極的に付添人活動を行うことは、少年の健全育成という少年法の理念に叶うものといえる。何より、少年自身が弁護士付添人の援助を必要としているときに、少年自身や保護者に資力がなく、弁護士費用が払えないからといって、それを放置すべきではない。

よって、国選付添人制度の対象から外れた少年に対して付添人活動を行うため、少年付添人援助制度を継続していくべきである。

最後に、当番弁護士制度への補助金の支出の必要性についてである。当番弁護士は、身体拘束された被疑者が、一度も弁護士費用を負担することなく、弁護士からの助言を受けられる制度である。そして、その多くは、逮捕段階で派遣されており、被疑者が今後捜査を受けるに当たって、弁護士から黙秘権についての助言を受けるなど、被疑者の防御権保護のための重要な制度となっている。

また、当番弁護士から弁護人依頼権の説明を受けることによって、被疑者援助制度を利用しての弁護人選任や勾留後の国選弁護人の選任請求につながっているものであり、被疑者の弁護人依頼権を実質的に保障する機能を有している。

現状において、逮捕時からの国費による弁護制度が法制化されていない以上、各弁護士会における当番弁護士制度の継続は不可欠であり、当番弁護士制度を維持していくため、補助金の支出は不可欠と考える。

以上により、少年・刑事財政基金の財源を確保するため、第1号議案及び第2号議案について賛成する。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第1号議案について挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

次に、第2号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案について挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

[第4号議案] 会則中一部改正（第56条及び第63条・理事の選任における男女共同参画推進特別措置）の件

[第5号議案] 役員選任規程（会規第8号）中一部改正の件

議長は、第4号議案「会則中一部改正（第56条及び第63条・理事の選任における男女共同参画推進特別措置）の件」及び第5号議案「役員選任規程（会規第8号）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

関谷文隆副会長から次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

本議案は、当連合会の役員である理事に占める女性会員の割合を計画的に高めていくために、積極的改善措置、ポジティブ・アクションとして、理事における男女共同参画推進特別措置、いわゆる女性理事クォータ制を導入する会則会規改正の提案である。

当連合会は、創立以来、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士使命及びその職務を全うするために、様々な分野において積極的な活動を日々続けている。当連合会の社会的責務に鑑みれば、その政策・方針決定過程への女性会員の参画を拡大し、会務運営や様々な事項の決定及び遂行に際して、男女共同参画を含めた多様性、ダイバーシティを確保することは強く求められているものといえる。

理事は、当連合会の政策・方針決定に関わる役員として、会長及び副会長と共に当連合会の議決機関である理事会を構成する会務運営において、枢要な立場にある。そして、その理事会は当連合会に関する重要事項が審議され、時勢に応じた重点課題に関する活発な議論がなされる場であり、全国の弁護士会及び弁護士会連合会との密接な連携、情報交換

はもとより、性別を含めて多様な会員の多様な意見・発想が、闊達かつ緻密に意見交換される場でなければならない。

特に、女性会員による政策・方針決定過程への参画は、組織の政策に女性の意見を反映させるために必要であり、会内民主主義における重要な要素でもある。かかる観点から、ここで男女共同参画推進に関する当連合会の経緯と社会情勢について、若干紹介する。

当連合会は、2002年の第53回定期総会において、「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」を採択し、女性が司法における意思決定の場に参加するためのポジティブ・アクションに取り組むこととした。

以来、2007年には、「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」を策定し、2008年以降は5年ごとに「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」を策定しながら、男女共同参画の実現を目指した様々な取組を進めている。

一方で、この間にも政府は、「国連ナイロビ将来戦略勧告」等を踏まえて、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するとの目標、いわゆる「202030（ニイマル・ニイマル・サンマル）」を合言葉に各分野において、数値目標と達成期限を定めた積極的改善措置を奨励し、その達成目標年を目前の2020年と設定した。

そして、2015年の政府の第4次男女共同参画基本計画では、司法分野における取組として、女性が弁護士会の内部での意思決定過程に参画できるよう、クォータ制を含めたポジティブ・アクションを検討することを要請している。

この政策・方針決定過程への女性会員の参画拡大については、当連合会の重要課題の一つとして位置付けられており、現在の2018年度から2022年度を対象とした第3次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画では、理事者に占める女性の割合の目標を20%以上と設定している。

これらの経緯と情勢の中、当連合会としては、2013年から毎年、各弁護士会連合会と弁護士会に対し、当連合会の委員、理事における女性候補者等の推薦についての要請を行ってきた。しかしながら、例えば本年度の女性理事は9人である。全理事71人中の女性理事の割合は12.68%であり、日弁連の第三次基本計画ではその目標を20%と置く現在において、一部の努力のみでは、その達成にいささか限界が見えてきている状況がある。

そこで、本議案で提案する女性理事クォータ制により会則第56条第3項を改正し、当連合会の理事における女性割合の目標値を30%と定め、そのための環境整備に努めることを明記し、その上で当面の中間目標である20%を達成するための具体的な方策として、弁護士会会長を兼務しない理事、いわゆる非兼務理事に関する推薦クォータの要請と定数クォータの創設、二つの手段によって女性理事の増加を目指すことを基本的な枠組みとした制度提案を行う発想に至った次第である。

推薦クォータの要請とは、これまでの71人の理事候補者の推薦に当たり、理事候補者の推薦母体である弁護士会連合会及び弁護士会に対し、自主的な女性候補者の積極的推薦方策の検討を具体的に要請するものである。

一方、定数クオータの創設とは、女性弁護士会長の増加や推薦クオータの要請に基づいて、推薦される女性理事候補の増加によっても、いまだ不足すると想定される部分について、必ず女性が選ばれる仕組みを構築しようとするものであり、今回の提案で会則会規の改正を求める部分である。

具体的には、会則第56条第1項第3号を改正し、理事の人数を4人増員して75人とした上で、同条第4項と役員選任規程を改正して、増員した4人を全て女性に割り当てるというものである。

その4人の推薦方法としては、役員選任規程に第4条の3を新設し、4人の理事候補者を推薦する四つの弁護士会連合会を決定することを任務とする男女共同参画推進特別措置実施のための理事候補者推薦に関する協議会を設置することとした。具体的にどの弁護士会連合会が本制度による理事候補者を推薦するのかについては、各弁護士会連合会の代表者から構成するこの推薦協議会の中で決定、検討することを想定している。

なお、本日の臨時総会での御提案に至るまでには、当連合会の男女共同参画推進本部への諮問、全国の弁護士会、弁護士会連合会等への意見照会に加え、複数回にわたる理事会での意見交換も重ねてきた。

いずれも本制度の導入自体には、多数の賛同を頂戴した一方で、その中では推薦母体となる弁護士会連合会や弁護士会の各々の事情への配慮の必要、女性会員の負担増加に関する懸念、それらを軽減することも含めた環境整備の重要性など、様々な意見、指摘をいただいた。

推薦母体の各々の事情の考慮については、推薦協議会がその検討と協議の場としての役割を担う。また、男女を必ずしも問わない視点で行うべき理事の負担軽減等の環境整備に係る方策の検討については、できるものから取り組む姿勢で継続して、前向きに検討を行う必要があると考えている。

本制度による女性理事が、実際に理事として就任する時期は2021年、令和3年の4月からと予定し、そのための準備や諸手続を事前に行うことができるよう、各規定の施行日の整理も行った提案となっている。

また、本来であればいわゆるクオータ制によることなく、安定的に女性理事の割合が確保できることが望ましいであろうことから、既に当連合会として先行して実施している副会長クオータ制とも時期を合わせて、本制度が施行後2年を経過した場合において、必要に応じて見直しを行う旨の規定も置いたところである。

以上が提案の概略である。本議案を承認いただいて、当連合会の会則に理事に占める女性割合についての目標値と、これを計画的に実現していくための環境整備に努めることを明記するとともに、その具体策として、女性理事クオータ制を実施することは、当連合会の政策・方針決定過程における男女共同参画の推進に向けた積極的な姿勢を会の内外に宣明する大きな意義を有するものと考えている。よろしく審議のほどお願いしたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

二宮英人会員（東京） 「2点、質問したい。まず1点目は、今お話のあった女性理事クオータ制について、弁護士などの層が要望しているものなのかという点である。

先ほどの話を聞いている限りだと、政府が2020年までに30%と、そういう要請があるからとしか、私は聴けなかったので、具体的には東京弁護士会の若手で構成する法友全期会の意見書でも書いたが、若手の女性会員で理事に対して積極的になりたいという人はいなかった。

地方の弁護士会の若手の方と交流する際にも、女性の方が理事になって、例えば行き来したりするような負担を強いてまでやりたいかということ、余りやりたいという人はいないという状況であり、一体どこの層がこういう形で、理事としてやっていきたいと言われているのかということ、疑問を感じている。

また、ダイバーシティという観点からも、男性女性という性差だけではなく、他の観点からも人材を理事として入れていく必要があると思うが、なぜこの男女というところだけに注目して、このような形になっているのかということ、これを聴きたい。

2点目は、この女性理事クオータ制が採用されていくことになっていけば、現時点の制度という観点から言えば、女性理事がある程度の負担を強いられることは間違いないと思うが、その女性理事にこれからなる方に対して、具体的にどのような配慮をしているのかという点である。

先ほどの話では、協議会で協議をしていくという話はあったが、協議していただくだけではなくて、具体的に、例えばこちらの弁護士会館に来る際に、子どもを持たれている女性の方のために保育所、一時預り施設などを創設するであったりとか、あとはわざわざ来なくてもいいように、テレビの電話会議での参加を認めていくなどのような、具体的な方策を現時点で考えているのかどうかということ、これを聴きたい。」

関谷副会長 「前半については、誰が理事になりたいんだという、簡単に言うとそういう話だと思うが、理事会でもそういう質問があった。これは、なりたい人がいるからなってもらいではなくて、なってもらいたい方になってもらい、その中で、多様性の観点から女性の割合を増やしたいという、そういうことである。

女性理事の割合の増加について、組織の活性化の観点からは、3割以上が望ましい。いわゆるクリティカルポイントと言われているが、組織の中の少数意見が30%を超えたときに、力を発揮して組織が生まれ変わるという議論がある。

政府の30%目標も、そういった観点からのものであり、私ども日弁連も確かにそのとおりだということで、「202030」を実現しようとしているところである。

については、本制度の趣旨は、なりたい方になってもらいではなくて、なってもらいたい方になってもらう、かつ、女性の割合を30%を目標として設定して頑張ろうということである。

ダイバーシティの観点からは、性差だけではなくて、もっと多様なそれぞれのいろいろな属性がある。そういった方々に、当連合会の意思決定過程に参加してもらいたいのは、もちろんのことである。私も大賛成である。その多様性の入口として、まず男女の共同参画ということが設定されていると理解していただきたい。

それから、女性の参加のしやすさについては、これも理事会でいろいろと議論がされている。まず、今年度で実際に工夫が始まっているところとしては、理事会に参加するために月に二日来てもらおうときに、地方からの場合は、宿泊の負担もあるので、なるべく早く二日目を終わらせることによって1泊せずに帰れるようになる。早めに始めて、早めに終わるように、そういった工夫を今試行的に行っているところである。

それから、事前に資料をPDFでダウンロードすることで、議論を効率化するための工夫もしている。これは、男女だけの問題ではなくて、理事会運営全体の問題である。これ自体もできるところから始め、前向きに検討していきたいと考えている。」

及川智志会員（千葉県） 「女性理事になりたい人がいるか、又はなろうと思ってもできるのかというところをやはり少し考えなければいけないかなと思っている。私はある事情があって、全国各地を最近訪ね歩いているが、地方の女性の弁護士の方からこんな話を聞いた。

やはり、女性だと離婚事件とか家事事件が割合としてはかなり多く、しかも法テラスの割合がすごく高いと。結局、法テラスでやることになるので、法テラスを使わないで、高いお金を取るわけにいかないということをやると、法テラスの報酬基準がとっても低い。だから、そういう事件がたくさん増えて、本当に事務所運営するだけで精一杯なんだという話を聞いた。

また、法テラスの手続がとっても煩雑なので、それをやっていると本来の仕事をする時間が取られてしまって、何とかできないのだろうか、何とかしてもらえないのだろうかというお話を複数のところたくさん聞いた。

それと、ブラックな労働環境、セクハラ横行などがあり、とっても働きにくい環境にあるという話もたくさん聞いた。日弁連が70期の新人アンケートというのをやっているが、そこに、弁護士は長時間のハードワークにも耐えられるようなエネルギーが必要であり、生理などの不調のため休んだり、3か月以上の産休・育休を取るようなやわな女性には務まらないという風潮を変えてほしいと、そういう声も出ていて、そういう労働環境の問題というのものもあるのかなと思っている。

そこで、聞きたいのは、そのような男女共同参画の妨げとなりかねないような要因について、例えば法テラスの報酬基準が低すぎるとか、手続が煩雑であるとか、それから女性が働きにくい職場環境にあるとか、そういう問題について、今の執行部は具体的にどのように取り組んでいるか。また、今後どのように取り組むつもりなのか、聞かせてほしい。」

関谷副会長 「法テラスについては、ちょっと答えにくいかなと思っているが、女性がなぜ理事として活動しにくいのか、何が障害なのかということについては、私どもも検討している。

今までもいろいろと調査はしているところではあるが、女性の社会的役割として固定化されていた出産、育児とか、介護、こういった昔の固定的な役割がある。これについては、最近の弁護士会もそうであるし、一般企業もそうであるが、男女共同参画、正にその観点から、家事の役割分担というのは進んでいるところである。

この点については、具体的には育児等についての手当てを行っているところであり、経済的な要因として、女性弁護士が男性弁護士と比べると収入が低い傾向になるということは、これも統計的には明らかになっているところで、ただし、この収入の多い少ないということに関して言えば、男性も収入の低い弁護士はいる。その収入の低い中で会務に参加しているという弁護士は、男性、女性問わずいると思うので、確かに今指摘があったような事実はあると思うが、その収入の低さ、事務所経営のきつさをもって、理事への参加の障害とは、私どもは考えていない。」

原田直子副会長 「正しく及川会員が言ったことが、理事会に女性を増やさなければならぬ大きな理由だと考えている。女性の会員の皆さん、大変忙しいと思うし、いろいろなことで調整も難しいと思うが、是非今のような御発言を理事会で発言してもらって、弁護士会の中の雰囲気を変えていくように、努力いただきたい。」

二宮会員（東京） 「先ほど御回答いただいた点について、追加で質問したい。女性理事クオータ制の関係で、なってもらいたい方になってもらおうという話が出たが、なってもらいたい人がやる気のある方であればいいと思うが、やる気のない方にとりあえずなってもらいたいので、なってくださいと言ってなってもらっても、あまり意味がないのではないかなと思ったのと、実際に積極的に、そういう形で参加をしたいという方がいなければ、結局同じ人が何度もなるという形になって、負担がその人だけ重くなると思うし、流動性もなくなって、余り目的としているところを達成できないと思うが、実際、理事会では、なりたいという方が多数いたという認識なのか。その点をお聞きしたい。」

関谷副会長 「確かに、大変なので、なりたい人が理事になるというのはなかなかない。ただ、あなたには出てもらって、是非日弁連で意見を述べてもらいたいということを皆で頼んでやってもらっている。大体男性でも女性でもそうである。

それで、女性の方も最初は嫌だと言うが、何とかお願いしますと言って、それでなってもらっている。同じ方が何遍もということは余りない。

確かに、各弁護士会連合会の都合で、あるいは理事選出の地域ごとの習わしに従って1年目は会長として、2年目は弁護士会連合会の代表として、3年目はまた会長としてとか、

そういう形で出る方もいると思うが、基本的には、固定化はしていないし、流動性については意識して各弁護士会連合会、弁護士会は、人を選出している。

要望していない人に無理やりやらせて、やる気のない人に理事になってもらっても無駄ではないかという指摘もあるが、そうではなくて、最初はやりたくないと言った方でも、いざ引き受ければ、きちんと役目を遂げていただいているので、そのような懸念はないと思っている。」

丸山征寿会員（愛媛） 「女性で理事になる方の負担軽減の問題というのは、地方の弁護士会だと女性の割合がそもそも1割前後、愛媛も実際そうであるが、そういう少ない女性会員の方になってもらわなければいけないという問題で、負担軽減策が具体的に進まないと、女性理事、クォータでなってくださいと、じゃあ分かりました、なります、その代わりに、弁護士会の執行部は勘弁してくださいみたいな話になりかねない。

そのため、負担軽減をどのようにするかは、余り悠長なことをやってもらっては正直困るなどと思っている。女性副会長のクォータ制を導入する際も、クォータ制になった女性副会長に対する負担軽減の策を検討するという導入されたと聞いている。

実際に、女性副会長のクォータ制が導入されて、どのような負担軽減策がなされているのか、その状況によっては、女性理事のクォータ制の負担軽減策について、どこまで本気で取り組むつもりがあるのかが見えてくる気がするので、女性副会長のクォータ制導入後、どのような負担軽減策を図っていたのかを御説明いただきたい。」

関谷副会長 「まず、女性会員の少ない会に対する執行部側の考えであるが、毎年必ず出してくださいということではない。出せる環境が整ったときに、出していきたいというのが基本的な制度設計である。それと、女性副会長のクォータ制に関しては、私のお隣に、現役の女性副会長、クォータ制によるお二人がいるので、原田副会長からお答えいただけるか。」

原田副会長 「まず前提として申し上げるが、私はフルにやっている。でも、今15人になったので、例えば弁連大会に行く場合も、今までは全員が行っていたが、全員が行かないで、一部は会に残る。あるいは地元にいるという形で軽減をしているし、それから正副会長会においても、4月から6月までなどは、引継ぎとか、総会準備などもあるので、全員が東京で会議をしていたが、それ以外は、今は都合がある場合には、テレビ会議ですることでもできるように改善をしている。

また、事前にデータが二日前の夕方には送られるので、東京に来なくてもそこで議案を読むことができる。

現に、私ども二人は、今のところ家庭責任も終わっており、そのような女性特有の負担というのはそんなに多くないので、東京でいろいろ会議に出ているが、実際15人の副会長の中には、大阪、愛知県、東京三会和長を兼務している方がいる。

それから、今年は残念なことに家族に不幸があった方もいて、その前後はやはり地元にいる必要がある方もいた。そういう意味では、確かに女性は、家庭責任などがある。あるいは、仕事の上で非常に細かい仕事も多くて、あるいは副会長になるような年齢の人は、私もそうだが、事務所経営についての責任もそれなりに負っているということで、いろいろな負担が多いことは間違いないが、今申し上げたような工夫をしながら、あるいは担当の会務を少し、委員会を軽減するという形で、十分に配慮することが可能だと思うし、そのような下地はできてきていると思う。

ただ、今年私どもがそれを使っていないということで、目に見えては違うかもしれないが、そういう下地はできているし、あるいはこれは私どもというか、女性会員がそのような家の都合とか、仕事の都合とか、ある意味で私的な公務ではない都合を言って、副会長の仕事、割当てを軽減したり、負担を軽減したりすることを言いやすくするような雰囲気副会長の中に作るということは、逆に男性の副会長もそのようなことを言って、皆で役割を分担していこうという雰囲気を作っていくことが大切で、それは今の副会長の中ではできていると思う。」

平沢郁子副会長 「原田副会長がほとんどお話しされたので、1点だけ申し上げたい。

私から申し上げたいのは、本年度正副会長会では、今までなかった、データで事前に資料を送られるようになったということである。私は東京なので、データで配信されなくても大丈夫だが、遠くから来ている副会長の方は、事前にデータで送ってもらえると、自宅にいても見られるという工夫ができることになる。このように、小さいことではあるが、いろいろ工夫してもらっている。

それから、こういう工夫は、実際に中に入って、こういうふうにしたらいいのではないかと思って、それを申し上げて、それを実現していくという過程の中で、実現してきたものである。

よって、まだ軽減策は十分ではないと思うが、中に入っているいろいろ申し上げて、徐々に負担が軽減されているという事情はあるので、それも付け加えさせていただければと思う。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

川下清会員（大阪） 「私がなぜ最初に出てくるのかと思われたかと思うが、私は、50歳を過ぎて子どもに恵まれ、この娘がダウン症であり、合併症をたくさん持って生まれたので、数年間生き延びさせるためだけに女房と二人必死の努力をした。

そのために、会務はもちろんのこと、当番とか国選とか、あちこちから業務を縮小して撤退をした。今日は、苦労話をしに来たのではないのでこの話はこのぐらいにするが、4年ぐらい経ち、少し落ち着いたところで、(大阪弁護士会の)男女共同参画推進本部からお前参加せいと言われ、育児のためにドタキャンをすることがあるということを宣言して、同時にそれまでワーカホリックな生活をしていたのを、これからはワーク・ライフ・バランスでいくという宗旨替えを宣言して、本部長代行になった。

本部長代行が、実際に育児でドタキャンをしたりしていたので、大阪の推進本部では、育児のためにドタキャンがあるというのは、文化としてすっかり定着している。少し会務に参加しやすくなったかと思うが、最近小学校では10歳になると2分の1成人式をやったりしてくれるが、その頃から、少し娘も落ち着いてきたので、私もこういうところうろろう出て来られるようになったが、私がこういうことに出て来られるようになったのは、妻が弁護士業を完全に休業して、子育てに専念してくれているからである。昔、同期の女性弁護士が、私も奥さんが欲しいと、あいつもあいつも奥さんがいると、私も専業主婦の奥さんが欲しいとぼやいていたのを思い出したが、やはり女性の皆さんが、家事、育児に専念してくれる配偶者を得るとするのは、もちろん難しいであろうし、それどころか、公平に家事・育児を分担してくれる配偶者も、昨今では珍しくなくなったとは思いますが、まだまだそう全体を占めているわけではない。

そういう世代がもう少し育ってくれば、そういう時代になると思うが、それまでの間は、やはり会務から遠ざかった人が、あるいは家事・育児をしながら会務をしていく、これは並大抵のことではないから、やはりそのためにこういうクオータ制のような特別の道をこしらえて、会務に参加していただくということが必要だと思う。

そもそも本議案は、「202030」という政府の計画を実行しようというものであるが、元々は1995年までに30%という国連の勧告を25年遅れで数値目標にしたものである。

申し上げるまでもなく、日弁連は、普段国連にいろいろとカウンターレポートを出したり、出てきた勧告を実施するように政府に働き掛けたり、いろいろな運動をしている。それを考えると、国連の勧告を25年遅れであれ、政府が目標として掲げたからには、日弁連としては率先して実行すべきところであろうと思う。

ところが、2020年はもう1か月もないし、本議案が実行されたとしても、30%には程遠いということであるが、それでも半歩でも一歩でも前進させることが大切なのであると思う。

この議案で20%を達成するためにも、各弁護士会連合会が従来枠で想定されている女性理事を選出しなければいけないということになっている。近弁連は、提案理由にもあるが、非兼務理事を出せる複数の理事を推薦する弁護士会は、少なくとも1名は女性にするという申合せを先年行い、近弁連で二人の女性枠を確保できるように、女性を選出できるようにしているが、次年度は大阪が二人、推薦・選出しないとこれができないということになり、実際そうなってみると、先ほど副会長の御説明にあった各弁護士会の事情にぶつかり、今頭を悩ませている。

近弁連でも、こういう申合せをしたり、先ほど及川会員のお話の中にもあったが、男女共同参画推進本部でセクハラをなくそうとしたり、いろいろと女性会員が会務に出てきやすくなる活動を続けてきた。そして、女性会員の活躍が目立つようになってきた。そうすると、やはり私もやってもいいかなと思う方が、出てくるようになった。

だから、こういうことを積み重ねて、少しずつ前に進めていくことが、私もやってもいいわと言ってくれる女性の会員を増やしていくことにつながっていくと思う。

今後とも、更に日弁連や弁護士会の女性役員や女性理事の方々が、活躍してくれることを期待して、本議案に賛成する。」

種谷有希子会員（兵庫県） 「第4号議案及び第5号議案について、賛成する。以下、理由を述べる。

私は、昨年度、日弁連の理事をしていた。今年度は、兵庫県弁護士会において副会長をしている。先ほど川下先生の話にもあったが、近弁連では複数名の理事を選出する弁護士会においては、女性会員を1名以上選出するよう努めるという申合せができた。昨年度は、兵庫県が2名の理事候補者を選出することになっていた。そこで私に声がかかった次第である。兵庫県弁護士会では、2名の理事候補者を選出する場合、慣例で現会長と共に前年度会長が日弁連理事に就任するというようになっていた。

私には、会長どころか副会長としての経験もなく、役不足ではないかとお引き受けすることを大変迷ったが、複数の先生から君ならできると言われ、生来、楽観主義者である私は、まあ何とかなるだろうと考えて引き受けた。

先ほどからお話にあるが、日弁連の理事会は、二日にかけて行われている。当時といっても去年だが、中学受験をする小6と小4と保育所の年長さんという3人の子どもがおり、丸二日家を空けて東京に来ることは、正直相当な負担感であった。でも、今は日弁連理事を引き受けて良かったと心から思っている。

理由は三つある。まず一つ目、日弁連の理事会のレベルの高い議論を体験できたことである。意見書などの審議の際には、その分野の最先端の先生方が、説明員として来るので、聞いているだけでも大変刺激を受けた。

二つ目、日弁連という組織が理解できたということである。日弁連がどうやって、意見形成をしていくのかを目の前で体感することができた。

三つ目、結果的に一泊二日の出張というのは相当な負担感があったが、実はそれをやってみると、月1回のリフレッシュタイムに私自身なったということである。月に1回だけだが、育児、家事を離れて、お酒を飲んでそのままホテルで寝るという体験が私にはどれほど嬉しかったかと本当に今思っている。

今、兵庫県弁護士会の副会長の仕事において、日弁連理事の経験が本当に役立っている。組織を変えることはとても難しいが、執行部が変われば、組織は変わると私は思っている。

今年度兵庫県弁護士会では、男女共同参画推進PTが発足したし、つい先日、リーガル女子シンポジウムを兵庫で開催したが、そのシンポジウムにおいて、多数の女性弁護士が

実行委員として関わり、その結果として200名を超える参加者を得て、大成功を収めた。副会長に女性がいたからこそその成果であると自負している。

昨年度の日弁連の女性副会長、女性理事等が会長に要望書を提出したことがきっかけとなり、女性理事クォータ制が、臨時総会に諮られることになった。もちろん、私も昨年度の理事であったので、要望書の一人に名前を連ねている。

もう一度言う。組織を変えるのはとても難しいが、執行部が変われば組織は変わる。一人でも多くの女性に日弁連や弁護士会、弁護士会の執行部として、活躍してもらいたいと心から願っている。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第4号議案について挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

続いて、第5号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

[第6号議案] 会則中一部改正（第65条・資格審査会の任務追加）の件

[第7号議案] 資格審査手続規程（会規第21号）中一部改正の件

議長は、第6号議案「会則中一部改正（第65条・資格審査会の任務追加）の件」及び第7号議案「資格審査会手続規程（会規第21号）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

篠塚力副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

弁護士等の欠格事由から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことに伴う改正である。対象は沖縄弁護士、いわゆる沖縄特別会員、現在7名いらっしゃる。その方々に対するものである。

第198回の国会において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、本年の6月14日に公布された。これにより、弁護士法の一部が改正され、弁護士等の欠格事由から成年被後見人及び被保佐人が削除されることになった。今月の14日がその施行日になっている。

そのために、改正後は、弁護士会は、成年被後見人又は被保佐人であるという形式的な事由によって、一律に弁護士としての資格の有無を判断するのではなく、心身の故障により、弁護士の職務を行うことが適性を欠くおそれがある場合に、資格審査会の議決に基づき、登録又は登録換えの請求の進達を拒絶したり、あるいは登録の取消しを日弁連に対して請求することができるという個別審査の規定で運用することに対応を変更した。

先ほど言った一括整備法だが、一括整備法に係る関係政省令の整備の一環として、沖縄弁護士、すなわち沖縄特別会員に関する政令についても改正が行われた。具体的には、沖縄弁護士名簿への登載の取消事由として、政令が準用している弁護士法第7条に規定する弁護士の欠格事由から、成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、沖縄弁護士についても成年被後見人及び被保佐人が取消事由から除外され、新たに「心身の故障により沖縄弁護士の職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの」という規定が追加されている。

今回の第6号議案は会則改正で、会則第65条になるが、第4項を追加して、日弁連の資格審査会の任務として沖縄弁護士名簿への登載の取消しに関する事項を審査することができるという規定とした。

それから第7号議案の関係であるが、沖縄弁護士に取消事由が生じた場合には、政令において、当連合会が直接に沖縄弁護士名簿への登載を取り消さなければならないという規定とされている。

それに対し、沖縄弁護士会がどう関わるのかということについてもやはりこれは名簿への登載の取消しという重大な身分行為であることから、当連合会の資格審査会における審査に当たって、直接指導・監督を担当する沖縄弁護士会の意見を反映することができるように、政令の規定に反しない限度で沖縄弁護士会の関与を認めることにしている。

そこで、第7号議案については、資格審査手続規程第16条の後に、新たに条文を新設して、沖縄弁護士会の申立てがあったときには、沖縄弁護士会に対し、書面又は口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとする改正を提案するものである。

議長は、質疑に入る旨を宣し、特に質疑がなかったため、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

赤嶺真也会員（沖縄） 「この第6号議案、第7号議案は御覧のとおり、沖縄弁護士に関する改正で、専ら沖縄弁護士会のみに関することであり、皆さん関心がなくて棄権されても困るので、一言、賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思う。

沖縄弁護士について、もしかしたら御存じない方もいるかもしれないので、簡単に触れる。沖縄は1972年に日本に復帰したが、復帰前は琉球政府と言った。琉球政府の司法制度の下で弁護士資格を得た方が、大多数であった。日本の司法試験に受かって弁護士をやられている方もいたが、ごく少数で、そして復帰の時にいろいろな法整備がなされる中で、この弁護士資格をどうするか、試験を受けるなどの諸手続を経て、日本の弁護士資格、

日本国内で弁護士ができるという形に大多数の方はなったが、一部なれなかった方々がいて、それをどうするか、かなりいろいろあったようだが、沖縄弁護士という枠組みを作って、沖縄弁護士という名称を用いて、基本的に沖縄県内でのみ活動できるという特別措置を採ったということである。

47年経ち、今7名、70代後半から80代という高齢の先生方になる。そして、今回一括整備法ができた関係で、先ほども理由説明の中であったが、名簿登録取消しという重大な身分行為となるので、資格審査会において慎重な手続を採るとというのが第6号議案ということで、そして日弁連が直接取消しを行うという規定になった関係で、当会の関与をどうするかという点についても、日弁連の皆様いろいろな検討していただき、第7号議案にあるように、当会が意見を述べる機会を設けるという規定を作っていただき、感謝している次第である。

是非とも皆様、余り関係ないと思っているかもしれないが、賛成いただければと思う。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第6号議案について挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

続いて、第7号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

[第8号議案] 会則中一部改正（第95条の2・会館維持運営資金変更）の件

[第9号議案] 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件

[第10号議案] 令和2年度（一般会計・会館特別会計）4～6月分暫定予算補正予算議決の件

議長は、第8号議案「会則中一部改正（第95条の2・会館維持運営資金変更）の件」、第9号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件」及び第10号議案「令和2年度（一般会計・会館特別会計）4～6月分暫定予算補正予算議決の件」を一括して議題に供した。

平沢副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

まず、提案の要旨である。この議案は、会則と外国特別会員基本規程の改正により、2020年4月以降、一般会計から会館特別会計への繰入額を、会員一人当たり月額800円から700円に引き下げることが提案するものである。

また、6月の定期総会で承認された令和2年度の4月から6月分の暫定予算は、繰入額800円を前提としているので、一般会計と会館特別会計の暫定予算について、補正を行うことも提案するものである。

提案の理由を説明する。今年3月1日の臨時総会で、いわゆる谷間世代の会員のための給付制度と育児期間中の会費等免除期間の延長が承認された。谷間世代の給付については、今年度給付費用として、一般会計から日弁連重要課題特別会計に20億円の繰入れがなされている。

これにより、今年度末における一般会計の繰越金は、前年度末の47億円から大きく減少し、24億円台となる見込みである。また、一般会計の収入は、育児期間中の会費等免除期間の延長によって、2020年度以降は、毎年9,000万円前後減少することが見込まれている。

他方で、会館特別会計は、2018年度末で47億円を超える繰越金があり、それとは別に、大規模修繕積立基金として10億円が積み立てられている。今年度は、弁護士会館の20年大規模修繕を実施しているが、これに掛かる費用を支出しても、なお2021年度末の繰越金は、42億2,000万円を超える見込みである。

そこで、一般会計から会館特別会計への繰入額を見直すことで、一般会計と特別会計の間の均衡を図り、当連合会の財政の健全性を保つことが考えられる。

他方、会館特別会計は、会館の維持・管理等に関する費用を確実に確保するためのものであるから、必要な金額を積み立てておかななくてはならない。具体的には、毎年必要な費用のほか、大規模修繕のための費用を確保しておく必要がある。

また、東京周辺で大規模な災害が発生するなどの状況に対応できる資金も、確保しておく必要もある。

そこで、会館特別会計にどの程度の金額を積んでおくべきかが問題となる。会館特別会計に確保しておくべき金額であるが、参考資料4の表1の会費に関するシミュレーションを御覧いただきたい。

その会館特別会計の収入を見ると、2016年度から2018年度の運営諸収入は、2,400万円程度であったが、シミュレーションにおいては安全を考えて固めに見積もり、1,800万円と仮定した。

利息収入は、金利情勢などによって差が大きいので、2018年度の決算額とほぼ同じ額の130万円と仮定した。

次に、支出について見てみる。会館特別会計の各年度の支出については、直近10年間の平均値である3億1,000万円よりも少し高めに見積もり、毎年4億円が支出される前提で試算している。

ほかに、30年目の大規模修繕のために10億円を積み立てることを想定して、2022年度から2026年度にかけて、毎年2億円を積み立てることも前提としている。

なお、30年目大規模修繕費用の積立額については、10億円で足りるかとの懸念もあろうかと思う。今20年目の大修繕をしている状況であり、約10年後の30年目大規模修繕の際、どこをどの程度修繕すべきかを知ることはできないので、正確な費用を見積もることは困難だが、2015年に業者に見積もってもらったところ、日弁連が負担する金額は約20億円余りということであった。

今後、建築費や物価の上昇などの可能性もあり、この試算が必ずしも正確なものと言えるわけではないが、それでも現在進めている20年目、大規模修繕の費用は、約13億円であるので、30年目の大規模修繕のための費用として、20年の場合と同額の10億円を積み立てれば足りるのではないかと思料した次第である。

以上のことを前提に、一般会計から会館特別会計に繰り入れる金額を現行の800円のままとした場合と700円にした場合の表があるので、そちらを御覧いただければと思う。

シミュレーションの結果、現行の会員一人当たり800円の繰入れを継続した場合、2028年度末における会館特別会計の繰越金は33億円に上る見通しである。これに対し、繰入額を700円に引き下げた場合であっても、2028年度末における会館特別会計の繰越金は、28億円余りを確保できる見通しとなっている。

これに加えてこれとは別に、30年目大規模修繕積立金として10億円が積み立てられることになる。この状況であれば、会館の維持管理に関する費用を確保できると言えるのではないかと思う。

それから、今回御提示している案については、事前に各弁護士会に意見照会させていただいているが、大多数の会からは賛成の御意見をいただいていることを申し添える。

以上を踏まえ、当連合会の財政の健全性を維持しつつ、会計間の均衡を図るとの観点で、執行部において、検討を行った結果、一般会計から会館特別会計への繰入額を見直し、会則及び外国特別会員基本規程の改正により、会員一人当たり月100円を減額するのが相当であろうという結論に至った。

また、本議案が総会で承認された後には、理事会において特別会員規則を改正して、特別会員分の繰入額についても、一人当たり月100円を減額する予定である。

なお、今回の見直しは、当連合会の会費の額を変更するものではないので、念のために申し添える。

また、冒頭申し上げたとおり、令和2年度4月から6月分の暫定予算については、繰入額を800円として承認されたものであるので、暫定予算の補正についても、併せて提案する次第である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

井上裕明会員（第一東京） 「800円の現状の場合と、繰入額を700円に減額した場合のシミュレーションで、800円であれば単年度収支が赤字だったのが、そのうち黒字になるけれども、700円にすると、ずっと単年度収支が赤字のまま、次年度繰越金

がどんどん減っていくけれども、先ほどの説明では、30年目の大規模修繕は可能であるという説明であったと思う。

あと10年、30年目の大規模修繕はできるということは理解できたが、20年後、30年後に迎える40年の大規模修繕、50年の大規模修繕、この辺りについては、どんなお考え又はどんな議論があったのか、教えていただければと思う。」

平沢副会長 「確かに単年度収支で、多額の赤字が続くシミュレーションになっているので、御心配いただくのは、もっともであると思う。

しかし、意見照会回答における心配に配慮して、毎年の経費については、かなり多めに見積もった堅実な計算をしているために、赤字が増えている形になっている部分もあることを理解いただきたいと思います。

それから、会費については、今後も不断に見直しを行いながら会務を行っていく所存であるので、30年後、40年後を考えたときに、ずっとこのままでいるかどうかについては、不確定要素が多分にある。見直しをすることは、当然の前提になっているかと思うので、そういう前提でお考えいただければと思っている。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

谷真人会員（東京） 「賛成の立場から簡潔に理由を述べる。まず、今回の提案の内容だが、会計の内部で振り分けの仕方を変えるということなので、基本的には会員に新たな負担を求めるものではないという前提をまず確認したいと思う。

その上で、このような振り分けの変更が正しいか、あるいは将来的に問題がないかという観点から考えると、まず一般会計というのが日弁連の会計、弁護士会の会計でもそうだが、根幹と言うか、一番大事なところなので、その健全性の確保というのが、大事だという執行部の判断は私も賛成である。

その上で、特別会計とのバランスを考えて、今後どうしていくかということを考えた場合に、ただ今の御説明では、20年大改修を今やっても42億円余ると。さらに、30年大改修をやっても、まだ28億円は確保できるということであるので、ちょっと財政的に危ない一般会計を救って、特別会計の余りそうなところへの繰入れを減らすというのは、合理性があると考えている。

仮に、将来このような繰入れの減額によって、特別会計の収支が悪化することがあれば、そのときにまた手当てを考えるということによいと思うし、今発言のあった40年改修、50年改修についても、今後この会館をこのまま維持するのかという問題もある。新たな会館を建て直す必要も出てくるかもしれない。

その場合には、改めてそれを正面に議題に据えて、その改修手当等を考えるべきであって、現在の判断としては、100円減額して一般会計の健全性を確保するという点については賛成である。以上により、この議案には賛成する。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第8号議案について挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

次に、第9号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第10号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

議長は、全ての議事の終了を宣した。

菊地会長から次のとおり挨拶があった。

あまり早く終わるなという声もあったが、凶らずも早く終わってしまった。二、三申し上げたいことがある。

先ほどの女性理事クオータ制、どんな層からそういう声かという質問があった。先ほど種谷さんから紹介されたように、昨年の女性理事と女性副会長から、連名で私に要望書が執行された。そういう心意気というのはやはり脈々と息づいているんだということを意気を感じた。

アンケートをして、やりますかといって、はいという人はまずいないのだろうと思う。別にこれに限ったことではないが、いろいろな委員とか、役職についてお願いをしてやってもらっているのが、ある意味では実情である。

私は、潜在的に女性理事になっていただける方がたくさんいるのだろうと思っているので、この制度を始めてみて、意外といっぱいいるなという実績が上がれば良いなと、心から思っている。

二つ目として、今の会館の問題である。30年、40年という話があったが、果たして持つのかと思いつつも聞いていた。今、NHKで震災のドラマをやっているが、日弁連の機能はいざとなったときにどうなるんだと。これはやはり考えなければいかんなど、大

阪なのか、福岡なのかよく分からないけれども、この機能がすっと入れ替わるような地理的な問題というのは、これから考えざるを得ないだろうとしみじみと思っている。

なお、今、特別会計も見直しをしている。やはり一般会計に組み入れて、流動性を保たなければいけない。震災対応の基金が7,000万しかない。これは、いざとなったときに融通が利かんなという気がする。これも含めて、新たな提案をさせてもらって、この震災とか、災害についての対応をもっとしっかりと考えていかなければいけないなということが、昨今の思いである。

私ども執行部の任期は、3月末までだが、弁護士職務基本規程は、現在、皆さんのところに意見照会をしている。これは次年度であろうけれども、よく議論をいただきたいというふうに引き継がざるを得ない。

それから、民事裁判手続等のIT化についても、これから意見照会をしていくことになるが、3月の理事会でまとめるのは、なかなか物理的には不可能だなという感じがする。これも次年度で、やはりある程度のまとまりが必要になるのかなと思っているので、これも、引き継ぐことになる。新たな執行部で新たな議論をしていただければと思う。執行部が変われば、組織が変わるかもしれないという種谷さんのお話もあった。大変良いお話で、そうかと思っている。

去年、今年と、理事の皆さんに本当に生き生きと良い発言をいただいた。特に兼務理事でない先生は、会を背負う必要があるのかないのか、やはり自由闊達に気軽に、良い勉強になるんだというぐらいの、又は1日の息抜きになるんだというような気持ちで、女性理事に手を挙げていただければなと思っている。この層がやがては女性副会長、女性会長につながる大きな第一歩ではないかという気がするので、是非気軽に、日弁連にお越しいただければと思っている。本日は、心より感謝申し上げます。

議長が散会を宣し、臨時総会は閉会した。

以 上

(調査室囑託 桑田英隆 鈴木敦悠)